

令和5年12月第170回定例 農業委員会総会議事録

令和5年12月8日(金)  
JAグリーン近江八幡東支店 大会議室

日 程

第1 会議録署名委員の指名

第2 議案上程

- |         |                                  |
|---------|----------------------------------|
| 議第663号  | 農地法第3条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて |
| 議題664号  | 農地法第4条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて |
| 議第665号  | 農地法第5条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて |
| 議第666号  | 農用地利用集積計画(案)について                 |
| 議第667号  | 農用地利用集積等促進事業(案)について              |
| 報告第410号 | 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出の受理について  |
| 報告第411号 | その他の専決報告について                     |

開会 午後1時30分

事務局長

委員の皆様ご苦労様です。

それでは、早速ですが定刻となりましたので、令和5年12月第170回定例総会の開会をお願い致します。

また、会議規則第5条の規程により会長が議長となりますので  
●●会長よろしく申し上げます。

議長

本日は、お忙しいところ、ご参集をいただきご苦労さまです。

12月といえども大変良いお天気が続いていまして、今日もお昼のラジオを聞いていますと、京都の方ではちらっと桜の花が咲いたというような話も出ていました。また、インフルエンザが流行しているということで、皆さんもお気を付けください。

前回の総会でも言いましたが、国は重要物資を生産する工場については転用を緩和するとかいうことでしたが、つい先日の農業新聞を見ていますと、農用区域内農地については転用を厳しくしていくとかいろんなことが書かれていまして、ここしばらくは、「地域計画」と合わせて農業情勢を注視していかないといけないなと思います。

議長

それでは、近江八幡市農業委員会会議規則に則り進行させていただきます。

本日の現在出席委員23名、欠席の届出1名（16番●●●●委員）より、会議規則第4条第2項による欠席の届出がでております。

会議規則第6条により、委員の過半数が出席しておりますので、12月総会が成立していることを報告いたします。

それでは、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定に基づき、令和5年12月第170回定例総会を、ただ今から開催します。

議長

先ず、日程第1 会議録の署名委員の指名ですが、

21番●●●●委員

22番●●●●委員のご両名を指名しますのでよろしくお願い致します。

議 長

次に、日程第2 議案の上程に入ります。

議第 663 号 農地法第3条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについてを議題といたします。事務局の議案説明を求めます。

事務局

議第663号、農地法第3条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて、を議案朗読及び説明させていただきます。お手元の地図を合わせてご覧ください。

農地法第3条第1項の規定による許可申請に対し、本委員会の決定を求める。令和5年12月8日提出、近江八幡市農業委員会会長、●●●●。

番号1、土地の所在地、鷹飼町●●番●、登記地目、現況地目とも田、登記面積1,358㎡、同じく鷹飼町●●番●、登記地目、現況地目とも田、登記面積99㎡、鷹飼町●●番、登記地目、現況地目とも田、登記面積1,209㎡、鷹飼町●●番●、登記地目、現況地目とも田、登記面積1,190㎡、鷹飼町●●番●、登記地目、現況地目とも田、登記面積661㎡、鷹飼町●●番●、登記地目、現況地目とも田、登記面積796㎡、鷹飼町●●番、登記地目、現況地目とも1,031㎡、鷹飼町●●番、登記地目、現況地目とも田、登記面積1,127㎡、鷹飼町●●番、登記地目、現況地目とも田、登記面積1,282㎡、鷹飼町●●番、登記地目、現況地目とも田、登記面積1,193㎡、鷹飼町●●番●、登記地目、田、現況地目、畑、登記面積249㎡、鷹飼町●●番●、登記地目、田、現況地目、畑、登記面積703㎡、合計12筆、10,898㎡でございます。世帯の経営面積、渡人108.1アール、受人0で今回の申請面積108.1アールとなります。渡人については、鷹飼町●●番地、●●●●●、受人につきましては、鷹飼町●●番地●、●●●●●、契約内容は親子間の贈与、譲渡理由、譲受理由とも経営移譲でございます。

番号2、土地の所在地、中小森町●●番、登記地目、現況地目とも田、登記面積1,543㎡、同じく中小森町●●番、登記地目、現況地目とも田、登記面積3,004㎡、同じく中小森町●●番、登記地目、現況地目とも田、登記面積369㎡、世帯の経営面積、渡人49.2アール、受人372.3アールで今回の申請面積を合わせます

と421.4アールとなります。渡人につきましては、湖南省岡出●丁目●番●号、●●●●、受人につきましては、中小森町●●番地、●●●●、契約内容は売買、譲渡理由につきましては管理困難、譲受理由につきましては、従来より耕作、相手方の要望でございます。

番号3、土地の所在地、島町●●番●、登記地目、現況地目とも畑、登記面積67㎡、世帯の経営面積、渡人1.8アール、受人282.4アールで今回の申請面積を合わせますと283アールとなります。渡人につきましては、島町●●番地、●●●●、受人につきましては、出町●●番地、株式会社●●●●、代表取締役、●●●●、契約内容は売買、譲渡理由につきましては、管理困難、譲受理由につきましては、相手方の要望でございます。

番号4、土地の所在地、水荃町●●番●、登記地目、現況地目とも田、登記面積1,487㎡、世帯の経営面積、渡人237.4アール、受人340.8アールで今回の申請面積を合わせますと355.6アールとなります。渡人につきましては、野村町●●番地、●●●●、受人につきましては、京都市山科区小野御所ノ内町●番地、●●●●、契約内容は売買、譲渡理由につきましては、耕作不便、譲受理由につきましては、受人が申請地南側の農地を耕作されていますので、隣接農地と一体利用されるとのことでございます。

番号5、土地の所在地、上田町●●番、登記地目、現況地目とも田、登記面積2,070㎡、千僧供町●●番●、登記地目、現況地目とも田、登記面積728㎡、世帯の経営面積、渡人72.9アール、受人12.9アールで今回の申請面積を合わせますと151.8アールとなります。渡人につきましては、上田町●●番地、●●●●、受人につきましては、蒲生郡竜王町大字小口●●番地、●●●●、契約内容は売買、譲渡理由につきましては、従来より耕作を依頼、譲受理由につきましては、相手方の要望でございます。

番号6、土地の所在地、安土町上豊浦●●番、登記地目、現況地目とも畑、登記面積221㎡、同じく安土町上豊浦●●番、登記地目、現況地目とも田、登記面積3,375㎡、安土町下豊浦●●番、登記地目、現況地目とも田、登記面積1,682㎡、同じく安土町下豊浦●●番、登記地目、現況地目とも田、登記面積3,012㎡、世帯の経営面積、渡人82.9アール、受人115.7アールで今回の申請面積を合わせますと198.6アールとなります。渡人につきまして



るものと判断し、議案とさせていただきます。ご審議の程よろしくお願ひ致します。

議 長            ありがとうございます。  
                  議題といたしました案件の中で、確認をされました担当委員の方で追加及び補足説明等がございましたら、発言をお願いします。

委 員            (特になしの声)

議 長            特に補足説明もないようですので、皆様にお伺ひいたします。  
                  質問や意見はございませんか。

委 員            (特になしの声)

議 長            質問も意見もないようでありますので、採決に入ります。  
                  議第 663 号 農地法第3条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについてを原案どおり許可することに異議ございませんか。

委 員            (異議なしの声)

議 長            ご異議なしと認めます。  
                  よって、原案どおり許可することに決定いたします。

議 長            それでは次に、議第 664 号、農地法第4条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて、及び、議第 665 号、農地法第5条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについてを、議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局           議第664号、農地法第4条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて、を議案朗読及び説明させていただきます。

                  農地法第4条第1項の規定による許可申請に対し、本委員会の決定を求める。令和5年12月8日提出、近江八幡市農業委員会会長、●●●●。

番号1、土地の所在地、安土町石寺●●番、登記地目、畑、現況地目、宅地、届出面積132㎡、申請人につきましては、安土町石寺●●番地、●●●●、申請地は、安土町石寺の集落内の農地で、住宅等が連たんしている区域にありますことから農振白地の第3種農地と判断をいたしました。転用目的は、農業用倉庫で、現地は昭和57年頃に造成され、倉庫敷地として既に利用されております。今回、土地の整理をしたところ、当該地が転用できていないことが判明したために、申請されたものです。てん末案件ではございますが、立地基準上やむを得ず許可できるものと判断をいたしました。

番号2、土地の所在地、小田町●●番、登記地目、田、現況地目、宅地、届出面積228㎡、同じく小田町●●番●、登記地目、畑、現況地目、宅地、届出面積396㎡、申請人につきましては、栗東市野尻●●番地●、●一●●号、●●●●、申請地は、小田町の集落内の農地で、上下水道が埋設された道路の沿道で、おおむね500m以内に「北里小学校」・「北里幼稚園」の教育施設が2つ以上ありますことから、農振白地の第3種農地と判断をいたしました。転用目的は、住宅敷地で、現地は昭和58年頃に造成され、住宅敷地として既に利用されております。今回、土地の売買にあたり整理をしたところ、当該地が転用できていないことが判明したために、申請されたものです。てん末案件ではございますが、立地基準上やむを得ず許可できるものと判断をいたしました。

番号3、土地の所在地、長命寺町●●番、登記地目、畑、現況地目、宅地、届出面積413㎡、申請人につきましては、大阪市生野区鶴橋●丁目●●番●●号、●●●●、申請地は、長命寺町の集落内の農地で、長命寺港から300m以内にある市街地化した区域にありますことから、農振白地の第3種農地と判断しました。転用目的は、住宅敷地で、現地は昭和62年頃に造成され、住宅敷地として既に利用されております。今回、土地の売買にあたり整理をしたところ、当該地が転用できていないことが判明したために、申請されたものです。てん末案件ではございますが、立地基準上やむを得ず許可できるものと判断をいたしました。

番号4、土地の所在地、牧町●●番の一部、登記地目、現況地目とも田、届出面積3,220㎡の内44.46㎡、申請人につきましては

は、牧町●●番地、●●●●、申請地は、牧町地先の農地で、一団の規模が10ヘクタール以上の農地を形成していることから、農振白地の第1種農地と判断をいたしました。転用目的は、露天駐車場、申請地北側の申請人自宅の駐車場として利用される予定です。第1種農地は、原則許可できませんが、既存施設の1/2を超えない拡張であることから、例外的に許可し得るものです。また、令和5年10月30日に農振除外されております。立地基準上やむを得ず許可できるものと判断をいたしました。

番号5、土地の所在地、加茂町●●番●、登記地目、現況地目とも田、届出面積882㎡、申請人につきましては、加茂町●●番地●、●●●●、申請地は、加茂町の集落内の農地で、上下水道が埋設された道路の沿道で、おおむね500m以内に「●●クリニック」・「●●医院」の医療施設が2つ以上ありますことから、農振白地の第3種農地と判断をいたしました。転用目的は、自己用の農業用倉庫及び露天駐車場で、申請地北側の自宅農業用倉庫が手狭になったことから、今回新たに申請されたものです。令和5年3月15日に農振除外されており、立地基準上やむを得ず許可できるものと判断をいたしました。

続きまして、議第665号、農地法第5条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて、を議案朗読及び説明させていただきます。

農地法第5条第1項の規定による許可申請に対し、本委員会の決定を求める。令和5年12月8日提出、近江八幡市農業委員会会長、●●●●。

番号1、土地の所在地、安土町石寺●●番、登記地目、畑、現況地目、宅地、届出面積158㎡、渡人につきましては、安土町石寺●●番地、●●●●、受人につきましては、安土町石寺●●番地、●●●●、申請地は、安土町石寺の集落内の農地で、街区中の宅地率が40%を超えますことから、農振白地の第3種農地と判断をいたしました。契約内容は、先程の3条許可案件にありました地図上3-7の箇所と交換をするものです。転用目的は、住宅敷地で、現地は昭和57頃に造成され、住宅敷地として既に利用されております。てん末案件ではございますが、立地基準上やむを得ず許可できるものと判断をいたしました。

番号2、土地の所在地、長命寺町●●番●、登記地目、畑、現



況地目、雑種地、届出面積59㎡、渡人につきましては、神戸市西区美賀多台●丁目●番地●●、●●●●、受人につきましては、島町●●番地●●、株式会社●●、代表取締役、●●●●、申請地は、長命寺町の集落内の農地で、長命寺港から300m以内にある市街地化した区域にありますことから、農振白地の第3種農地と判断しました。契約内容は、売買です。転用目的は、露天駐車場、現地は昭和43年頃に既に造成されており、西側の申請人管理物件の露天駐車場として利用される予定です。立地基準上やむを得ず許可できるものと判断をいたしました。

番号3、土地の所在地、安土町石寺●●番、登記地目、現況地目とも畑、届出面積476㎡、渡人につきましては、安土町上豊浦●●番地、●●●●、受人につきましては、安土町石寺●●番地、●●●●株式会社、代表取締役 ●●●●、申請地は、安土町石寺の集落内の農地で、街区中の宅地率が40%を超えますことから、農振白地の第3種農地と判断をいたしました。契約内容は、売買です。転用目的は、露天駐車場、受人の社員用の駐車場が手狭であることから、事務所近くの当該地を選定されたものです。立地基準上やむを得ず許可できるものと判断をいたしました。

番号4、土地の所在地、白王町●●番、登記地目、現況地目とも田、届出面積793㎡、渡人につきましては、沖島町●●番地●、●●●●、受人につきましては、沖島町●●番地、●●●●、申請地は、白王町地先の農地で、堀切港から300m以内にある市街地化した区域にありますことから、農振白地の第3種農地と判断しました。契約内容は、売買です。転用目的は、露天駐車場、現在沖島自治会が管理する沖島への来島者用駐車場が、手狭になったことから拡張されるものです。令和5年10月30日に農振除外されており、立地基準上やむを得ず許可できるものと判断をいたしました。

番号5、土地の所在地、東町●●番、登記地目、現況地目とも田、届出面積1,033㎡、渡人につきましては、東町●●番地、●●●●、同じく東町●●番、登記地目、現況地目とも田、届出面積258㎡、渡人につきましては、東町●●番地、●●●●、以上2筆、合計1,291㎡の受人につきましては、福岡市博多区博多駅東●丁目●番●●号、株式会社●●●●、代表取締役、●●●●、申請地は、東町の集落内の農地で、住宅等が連たんしている区域

にありますことから農振白地の第3種農地と判断をいたしました。契約内容は、売買です。転用目的は、太陽光発電施設で、申請地は太陽光を遮る障害物も無く、日照条件が良好であり、土地所有者との話が付いたことから申請されたものです。近隣住民へは、訪問により事業説明をされており、反対意見等は伺っていないとのことです。また、今後問題が生じたときには転用事業者が責任をもって対処する旨の誓約書の添付がされており、立地基準上やむを得ず許可できるものと判断をいたしました。

以上、ご審議のほどよろしく申し上げます。

議 長

ありがとうございました。

議第 664 号、農地法第4条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて、及び、議第 665 号、農地法第5条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについては、現地踏査を行っていただいておりますので、その報告を求めます。

結果報告を、 12番●●●●委員、よろしく申し上げます。

委 員

去る、11月30日に、議第 664 号、農地法第4条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて、及び、議第 665 号 農地法第5条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて、16番●●●●委員と私、及び事務局職員で現地踏査を行い、農業委員会事務局において協議した結果を報告します。

初めに、議第664号 農地法第4条第1項許可申請の案件について、報告させていただきます。

番号1～3の案件です。

てん末案件であり、事務局から説明がありましたとおり、立地基準上やむを得ず許可できるものと判断をいたしました。

次に番号4の案件です。

申請地は、牧町地先の農地で、転用目的は露天駐車場です。隣接農地は自身の農地であるため、特に問題ないと考えます。立地基準上やむを得ず許可できるものと判断をいたしました。

次に番号5の案件です。

申請地は、加茂町の集落内の農地で、転用目的は農業用倉庫及び露天駐車場です。隣接農地がないことから、特に問題ないと考

えます。立地基準上やむを得ず許可できるものと判断をいたしました。

次に、議第665号 農地法第5条第1項許可申請の案件について、報告させていただきます。

番号1・2の案件です。

てん末案件であり、事務局から説明がありましたとおり、立地基準上やむを得ず許可できるものと判断をいたしました。

次に番号3の案件です。

申請地は、安土町石寺の集落内の農地で、転用目的は露天駐車場です。南側隣接農地との境界には、コンクリートブロックを設置し、土砂の流出を防ぎます。また、雨水については、南側に新たなU字溝を設け東側の市道 道路側溝に放流される計画であり、周辺農地への影響はないと考えられます。立地基準上やむを得ず許可できるものと判断をいたしました。

次に番号4の案件です。

申請地は、白王町地先の農地です。転用目的は、露天駐車場です。東側農地との境界は、2m程距離を空けて造成され、既存駐車場と同様に使用するため、周辺農地への影響はないと考えられます。立地基準上やむを得ず許可できるものと判断をいたしました。

最後に番号5の案件です。

申請地は、東町の集落内の農地で、転用目的は太陽光発電施設です。事務局から説明がありましたとおり、近隣住民への対応をされていることと、隣接農地がないことから、特に問題ないと考えます。立地基準上やむを得ず許可できるものと判断をいたしました。

以上、第4条許可申請5件、第5条許可申請5件、計10件の現地踏査 結果報告を終わります。

議 長                   ご苦労さまでした。ただ今の案件で質問や意見はございませんか。

委 員                   (特になしの声)

議 長                   質問も意見もないようでありますので、採決に入ります。

ただ今の現地踏査の説明のとおり、原案どおり許可相当とすることにご異議ございませんか。

委員 (異議なしの声)

議長 ご異議なしと認めます。  
よって、提案どおり許可相当とすることに認めます。

議長 それでは次に、議第666号 農用地利用集積計画(案)についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 議第666号、農用地利用集積計画(案)について、農業経営基盤強化促進法の一部を改正する法律、附則第5条第1項のきていによりなお従前の例によることとされる令和4年農業経営基盤強化促進法による改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、農用地の利用関係の調整がなされ、近江八幡市長より別紙のとおり農用地利用集積計画書の提出があったので、審議を求める。

上記の議案を提出する。令和5年12月8日、近江八幡市農業委員会会長、●●●●。

こちらにつきましては、農業経営基盤強化促進法の一部改正に伴い、農用地利用集積計画に基づく出し手、受け手の相対による利用権設定の手続きが廃止され、農地中間管理機構での地域計画に基づいた農地貸借に統一されることとなり、この農用地利用集積計画は廃止となりますが、地域計画が策定されるまで又は令和7年3月31日までの2年間は経過措置として、改正前の法律を適応されますということで、長い議案提案文書となっております。

令和7年4月以降は、次の議案である農用地利用集積等促進計画に統一されることとなります。

資料といたしましては、A4縦置き文書(令和5年度農用地利用集積計画について)1枚とA4横置き資料をホチキス止めた資料、令和5年度第2号「所有権移転の部」と令和5年度第3号「利用権設定の部」の2種類でございます。

今回「所有権移転」は、13件、27筆、83,986㎡、「利用権設定」は、256件、531筆、1,266,262㎡とな

っております。

「利用権設定」の内訳ですが、新規が195筆、442、639㎡、更新が、336筆、823、623㎡でございます。

なお、本件につきましては、かなりの件数でございます。本来全て朗読させて頂くのが本意でございますが、それぞれの番号1についてのみ紹介させて頂きますこととお許し願います。

はじめに所有権移転の部です。令和5年度第2号と書かれた資料です。

番号1、所有権の移転を受ける者、加茂町●●番地●、(農事)●●●●、所有権を移転する者、加茂町●●番地、●●、所有権を移転する土地、加茂町●●番、田、2,973㎡、同じく加茂町●●番、田、2,973㎡、同じく加茂町●●番、田、4,749㎡、移転年月日、令和5年12月15日、権利の種類は所有権移転、対価は6,417,000円でございます。

次に利用権設定の部です。令和5年度第3号と書かれた資料です。

番号1、利用権の設定を受ける者、土田町●●番地●、(農事)●●●●、利用権を設定する者、土田町●●番地、●●●●、利用権を設定する土地、土田町●●番●、田、265㎡、同じく土田町●●番●、田、1,740㎡、更新、設定する利用権につきましては、10年1カ月、令和5年12月15日から令和15年12月31日まで、10アールあたり10,000円で賃貸借でございます。

以上、ご審議の程よろしく願います。

議長 皆様にお伺いいたします。ただ今の案件で質問や意見はございませんか。

委員 中間管理機構の所有権移転の話はどうなっていますか。

事務局 所有権移転の部ですが、来年度で基盤法による所有権移転が廃止になります。それに伴いまして、中間管理機構の方でも所有権移転をするというふうに動いておられます。ただ、今ですと基盤法で所有権移転をされると、農業委員会で嘱託登記をしています。それについては、登録免許税や実費だけ頂いていますが、農地中間管理機構で今考えられているのが、司法書士会に登記は委託を

されるそうです。ですので、4、5万円かかってくるということで、今よりも所有権移転の登記をする場合は高くなるということです。引き続き中間管理機構でも所有権移転はされるということを知っています。

委員 中間管理機構で所有権移転をされるかされないかは別として、譲渡所得税の控除はそのまま引き継がれるということで理解したらよろしいですか。

事務局 はい、各市町農業委員会からそういう意見も出ていますので、そこも移行されるように進められています。

議長 確認ですが、契約期間が、5年、10年とかありますが、「地域計画」位置づけられてくるとなると、その契約期間は継続していくのでしたか。

事務局 会長がおっしゃるとおり、一旦、再来年の3月まで、基盤法で結んでいただいた契約は、期間が切れるまでは継続されるということになります。

議長 ということは、契約が終了した時点で自動的に中間管理機構に行くということですか。

事務局 そこで、一旦切れますので、もう一度中間管理機構で出し手、受け手で契約を結ぶことになります。その際は、「地域計画」の位置づけされているかどうかということがポイントになってきます。「地域計画」でそこを耕作される方が仮に違うとなれば、「地域計画」を変えて行かないとならない、もしくは、「地域計画」に載っている人しか貸すことができないということになっています。

議長 他に質問等ございませんか。  
質問も意見もないようでありますので、採決に入ります。  
議第666号 農用地利用集積計画（案）について、原案どおり承認とすることにご異議ございませんか。

委員

(異議なしの声)

議長

ご異議なしと認めます。  
よって、原案どおり承認することに決定いたします。

議長

それでは次に  
議第 667 号 農用地利用集積等促進計画(案)についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局

議第667号、農用地利用集積等促進計画（案）について、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により、近江八幡市長より別紙のとおり農用地利用集積等促進計画（案）の提出があったので、意見を求める。

上記の議案を提出する。令和5年12月8日、近江八幡市農業委員会会長、●●●●。

こちらにつきましては、農地中間管理事業において、滋賀県農地中間管理機構が地権者から借受けた農地を借受け希望者へ貸付ける際に、農用地利用集積等促進計画案を作成し、農業委員会から意見を聴取することとなっておりますので、農業委員会の総会にてご審議をお願いするものでございます。

今回は地権者が農地中間管理機構を通じて耕作者に貸付ける案件86件でございます。

なお、本件につきましては、かなりの件数でございます。番号1についてのみ紹介させていただきます。

番号1、権利の設定をする者、株式会社●●●●、野村町●●番地、権利を設定する土地、野村町●●、田、1,755㎡、設定する権利につきましては、賃借権、水田、令和6年2月1日から令和16年12月31日までの10年11カ月です。借賃につきましては、10アールあたり10,000円、権利の設定を受ける者につきましては、株式会社●●●●、野村町●●番地●でございます。

以上、ご審議の程、よろしく申し上げます。

議長

皆様にお伺いいたします。ただ今の案件で質問や意見はござい

ませんか。

委員 (特になしの声)

議長 質問も意見もないようでありますので、採決に入ります。  
議第 667 号 農用地利用集積等促進計画(案)については、  
原案どおり承認とすることにご異議ございませんか。

委員 (異議なしの声)

議長 ご異議なしと認めます。  
よって、原案どおり承認することに決定いたします。

議長 それでは、次に報告第 410 号 農地法第5条第1項第6号  
の規定による農地転用届出の受理について、及び、報告第 411  
号 その他の専決報告について、事務局の説明を求めます。

事務局 報告第410号、農地法第5条第1項第6号の規定による農地  
転用届出の受理について、を報告させていただきます。

農地法第5条第1項第6号の規定に基づき同法施行令第10条  
の規定により、次のとおり会長あて届出があり、受理したので報  
告する。令和5年12月8日、近江八幡市農業委員会事務局長。

番号1、土地の表示、安土町西老蘇●●一●、田、1,130㎡、  
貸人につきましては、安土町西老蘇●●、●●●●、同じく安土  
町西老蘇●●一●、田、1,311㎡、貸人につきましては、安土町  
西老蘇●●、●●●●、以上2筆の借人は東京都江東区大島●丁  
目●一●、●●●●、代表取締役、●●●●、受理日及び受理番  
号、令和5年11月30日、513番、理由につきましては、露  
天駐車場、区分につきましては、使用貸借でございます。

続きまして、報告第411号、その他の専決報告について、農  
地法関連に基づくその他の専決について、次のとおり報告する。  
令和5年12月8日、近江八幡市農業委員会事務局長。

1、農地法第18条第6項の規定に基づく賃貸借契約(使用貸  
借を含む)の合意解約通知の受理について、こちらにつきましては  
は、使用貸借契約解除が1件、賃貸借契約解除が19件、計20



件ございました。

2、農地形状変更申出について、でございます。

①北之庄町●●番●、田、1,094㎡、北之庄町●●番●、田、99㎡、北之庄町●●番●、田、62㎡、北之庄町●●番、田、1,229㎡、北之庄町●●番●、田、92㎡を畑届、届出人、北之庄町●●番地、●●●●、令和5年11月30日受理、②北之庄町●●番、田、1,633㎡を畑届、届出人、北之庄町●●番地、●●●●、令和5年11月30日受理、③北之庄町●●番、田、1,143㎡、北之庄町●●番、田、1,163㎡を畑届、届出人、博労町上●番地、●●●●、令和5年11月30日受理、④北之庄町●●番、田、1,315㎡、北之庄町●●番●、田、1,674㎡を畑届、届出人、北之庄町●●番地、●●●●、令和5年11月30日受理しております。①から④の区域一体で、じゃがいも、山椒を作付けされると伺っております。以上、報告とさせていただきます。

議 長           ただ今の、報告第 410 号農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出の受理について、及び、報告第 411 号 その他の専決報告について、質問等はありませんか。

委 員           (特になしの声)

議 長           それでは、質問や意見等もないようであります。これらは報告案件でございますので、了解いただきたいと存じます。

議 長           以上で本日の総会日程は終了しました。  
これをもちまして第 170 回定例農業委員会総会を閉会します。

閉会 午後2時30分

会議規則第21条の規定により下記に署名する。

近江八幡市農業委員会会長

会議録署名委員

委員

会議録署名委員

委員